

農林水産政策審議会規則

昭和36年4月28日
規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第3条の規定に基づき、同条例に規定する農林水産政策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農林水産業及び農山漁村の振興のための基本的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農林水産政策に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員の任命又は委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の役職員
- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員及び専門委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指示する順位により、その総務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が召集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及びその代理並びに部会の会議については、第 6 条第 3 項及び第 5 項並びに前条の規定を準用する。

(幹事)

第 9 条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員、関係行政機関及び関係団体の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について、委員を助ける。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 3 6 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 兵庫県農林技術審議会規則 (昭和 3 1 年兵庫県規則第 8 8 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の農林漁業審議会規則 (以下「施行前の規則」という。) 第 4 条第 1 項の規定により農林漁業審議会の委員に任命され、又は委嘱されている者は、改正後の農林水産政策審議会規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 4 条第 1 項の規定により農林水産政策審議会の委員に任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の規則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、農林漁業審議会の委員として任命され、または委嘱された日から起算する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第 4 条第 2 項の規定により農林漁業審議会の専門委員に委嘱されている者は、改正後の規則第 4 条第 2 項の規定により農林水産政策審議会の専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則第 6 条第 2 項の規定により農林漁業審議会の会長及び副会長である者は、改正後の規則第 6 条第 2 項の規定により農林水産政策審議会の会長及び副会長として互選によって定められたものとみなす。